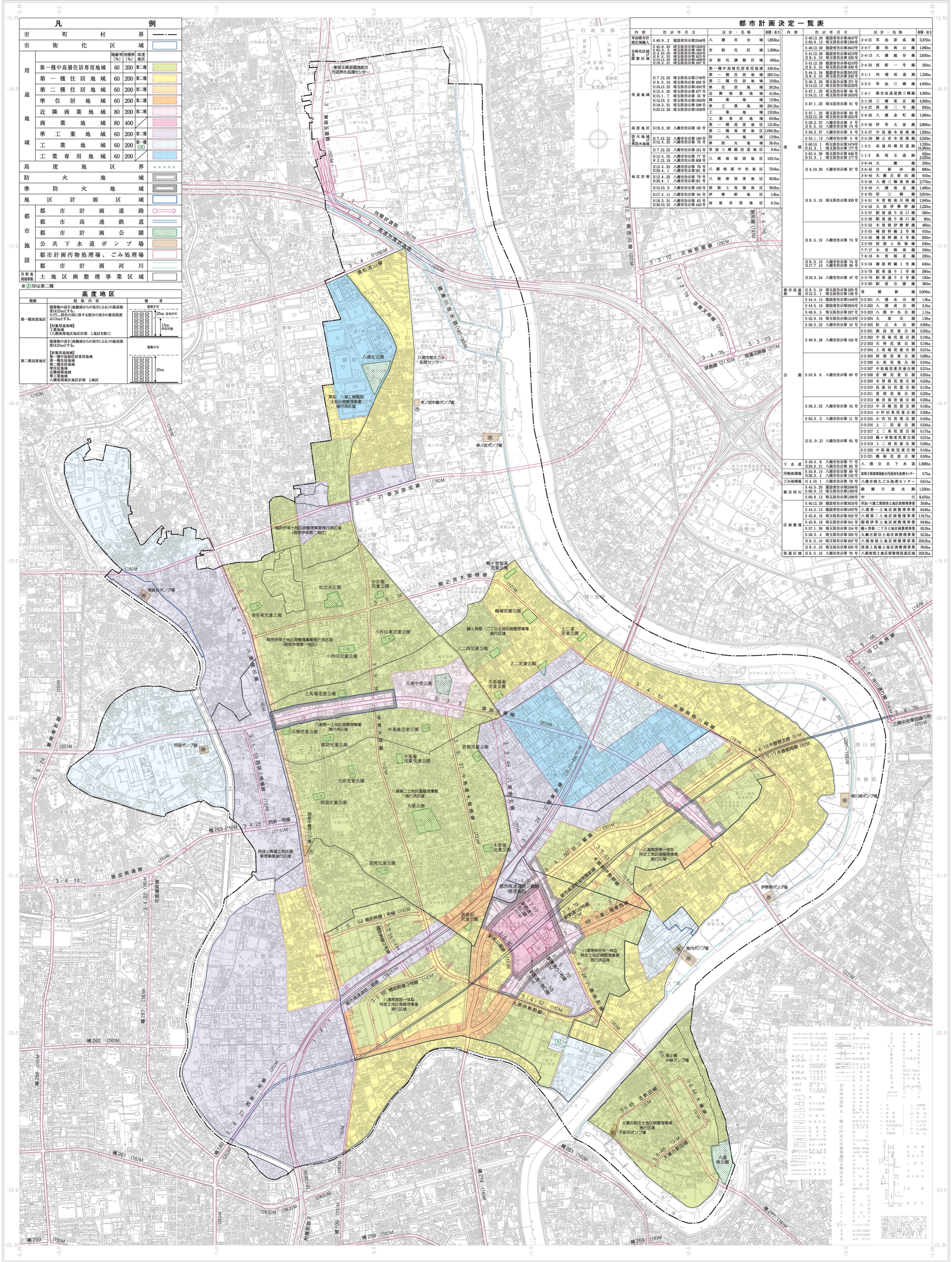


八潮市都市計画図

1 : 10,000

令和四年三月印刷

朝日航洋株式会社調製



都市計画決定一覧表

内容	告示年月日	区分・名称	面積(㎡)	内容	告示年月日	区分・名称	面積(㎡)
新設地区 第一種中層住居専用区域	S 40.9.2	建設告示第254号	八潮市全域 1,808㎡	S 40.12.28	建設告示第364号	3-4-21 草加 彦成 堀	2,370㎡
第一種住居地域	S 46.8.22	埼玉県告示第100号		S 40.12.28	建設告示第367号	3-4-7 浦和 山崎 堀	1,000㎡
第二種住居地域	H 4.10.30	埼玉県告示第405号		S 41.12.28	建設告示第420号	3-4-13 八潮 崎 堀	3,800㎡
準住居地域	H 10.12.25	埼玉県告示第169号		H 8.5.10	埼玉県告示第85号	3-3-3 草加 三郎 堀	4,900㎡
近隣商業地域	H 13.10.3	埼玉県告示第155号		S 41.12.28	建設告示第420号	3-4-25 西新 第一号 堀	300㎡
商業地域	H 13.10.3	埼玉県告示第155号		H 8.5.10	埼玉県告示第85号	3-1-1 外環状 堀	1,300㎡
準工業地域	H 13.10.3	埼玉県告示第155号		S 46.8.22	埼玉県告示第100号	3-3-3 草加 三郎 堀	4,900㎡
工業専用地域	H 13.10.3	埼玉県告示第155号		H 14.12.13	埼玉県告示第222号	3-1-1 外環状 堀	1,300㎡
工業専用地域	H 13.10.3	埼玉県告示第155号		S 47.1.25	埼玉県告示第90号	1-4-1 都府 高田路三郎 堀	4,300㎡
高度地区 第一高度地区	H 19.3.30	八潮市告示第69号		S 47.1.25	埼玉県告示第90号	3-1-28 三郎 堀	4,300㎡
第二高度地区	H 19.3.30	八潮市告示第69号		S 47.1.25	埼玉県告示第90号	3-4-27 西新 第二号 堀	600㎡
防火地域	H 7.12.22	八潮市告示第160号		S 47.1.25	埼玉県告示第90号	3-4-26 八潮 金町 堀	1,900㎡
	H 12.4.25	八潮市告示第76号		S 50.2.27	八潮市告示第5号	3-4-26 八潮 金町 堀	1,900㎡
	H 7.12.22	八潮市告示第161号		S 50.2.27	八潮市告示第5号	3-5-2 伊草 大原 堀	2,800㎡
	H 12.4.25	八潮市告示第77号		S 50.2.27	八潮市告示第5号	3-5-2 伊草 大原 堀	2,800㎡
	H 2.12.18	八潮市告示第608号		S 50.2.27	八潮市告示第5号	3-5-27 中馬 水田 堀	1,200㎡
	H 12.4.25	八潮市告示第78号		S 54.1.12	八潮市告示第5号	3-5-28 三郎 堀	2,500㎡
	H 30.4.1	八潮市告示第181号		S 60.10.1	埼玉県告示第147号	1-3-2 高田 外環状 堀	1,300㎡
	H 12.4.25	八潮市告示第79号		H 31.3.1	埼玉県告示第177号	1-1-3 東埼玉 堀	900㎡
	H 30.4.1	八潮市告示第181号		H 31.3.1	埼玉県告示第177号	3-4-44 大原 堀	300㎡
	H 12.4.25	八潮市告示第80号		H 4.10.30	八潮市告示第75号	3-6-45 吉野田 堀	800㎡
	H 17.4.11	八潮市告示第64号				3-6-46 大原 堀	410㎡
	H 30.4.1	八潮市告示第181号				3-4-8 八潮 三郎 堀	2,700㎡
	H 12.4.25	八潮市告示第81号				3-4-9 八潮 中央 堀	1,490㎡
	H 17.4.11	八潮市告示第64号				3-4-20 伊草 大原 堀	2,800㎡
	H 30.4.1	八潮市告示第181号				3-4-51 水田 堀	1,940㎡
	H 12.4.25	八潮市告示第82号				3-4-52 大原 伊勢野 堀	1,200㎡
	H 17.4.11	八潮市告示第64号				3-2-57 東埼玉 堀	200㎡
	H 30.4.1	八潮市告示第181号				3-2-58 東埼玉 堀	800㎡
	H 12.4.25	八潮市告示第83号				3-5-53 水田 堀	400㎡
	H 17.4.11	八潮市告示第64号				3-2-59 東埼玉 堀	400㎡
	H 30.4.1	八潮市告示第181号				3-5-55 水田 堀	800㎡
	H 12.4.25	八潮市告示第84号				7-7-17 水田 堀	340㎡
	H 17.4.11	八潮市告示第64号				7-6-18 水田 堀	300㎡
	H 30.4.1	八潮市告示第181号				3-5-54 水田 堀	600㎡
	H 12.4.25	八潮市告示第85号				3-5-78 東埼玉 堀	300㎡
	H 17.4.11	八潮市告示第64号				3-5-79 東埼玉 堀	120㎡
	H 30.4.1	八潮市告示第181号				3-5-80 東埼玉 堀	300㎡
	H 12.4.25	八潮市告示第86号					
	H 17.4.11	八潮市告示第64号					
	H 30.4.1	八潮市告示第181号					

凡例

市街化区域	——
第一種中層住居専用区域	■
第一種住居地域	■
第二種住居地域	■
準住居地域	■
近隣商業地域	■
商業地域	■
準工業地域	■
工業専用地域	■
工業専用地域	■
高度地区	■
防火地域	■
準防火地域	■
地区計画区域	■
都市計画道路	——
都市高速鉄道	——
都市計画公園	■
公共下水道ポンプ場	■
都市計画汚水処理場、ごみ処理場	■
都市計画河川	——
都市計画整理事業区域	■

高度地区

種類	概要	備考
第一種高度地区	建築物の高さ(建築物の高さの2.25倍)の高さ限度は25m以下。 2.25倍の高さ限度に達しない部分の高さの最高限度は15mとする。	■
第二種高度地区	建築物の高さ(建築物の高さの2.25倍)の高さ限度は25m以下。 2.25倍の高さ限度に達しない部分の高さの最高限度は15mとする。	■

編者 令和2年12月
 現調 令和3年4月
 調査 令和3年12月

縮尺 第I区
 等高縮尺 10m
 方眼 1.0km間隔

(注) 本図の都市計画の位置及び境界は、その縮尺を示すもので、詳細については、本図に添えてある縮尺図を参照してください。
 また、地区別の都市計画の位置及び境界は、参考に示すもので、詳細については、当該地区の担当課で確認してください。

1 : 10,000

「この図面は、東京都知事の承認を受けて、東京都政庁2,500分1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 東京都告示第229号」
 「この図面は、東京都知事の承認を受けて、平成29年度測量の追加市地形図1/2,500を使用して作成したものである。
 (承認番号) 令和2年度第3号 15号」
 「この図面は、三郷市長の承認を受けて、平成28年度測量の三郷市地形図1/2,500を利用して作成したものである。
 (承認番号) 三郷市告示第284号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
 (助言番号) 令2-開公 第00号」

1 : 10,000

八潮市役所